

## 川俣町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画 策定業務内容

## 1. 業務内容

国の基本指針や制度改正内容等を踏まえ、以下の業務を行う。

## (1) 各種アンケート調査の実施

アンケート調査票の設計・印刷、及び回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめるまでの作業一式を行う。単純集計の他、分析に必要なクロス集計、自由回答のとりまとめを含めて行い、要介護状態になる前のリスクや社会参加状況、地域包括ケアシステムの構築に向けたニーズ、介護サービスのニーズ等について把握し、地域の課題等について分析し、報告書を作成する。

## ①調査対象者

- ・一般高齢者及び要支援認定者 1,000名（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）
- ・在宅サービス利用の要介護認定者 600名（在宅介護実態調査）

## ②調査票の設計

国から指示された「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査票」及び「在宅介護実態調査票」を基本とし、町独自の質問項目を含めた調査票原案の提案、技術的助言、情報提供を行うこと。

## ③調査票の発送及び回収

調査票の送付及び回収に関しては、郵送による配布・回収とする。調査票及び封筒の印刷、封入・封緘及び宛名ラベルの貼付、配布・回収に係る郵送料の負担は受託者にて行う。なお、対象者の抽出及び対象者データの作成は委託者にて行う。

なお、回収率は、70%程度を想定している。受託者は調査票の回収率向上のため提案を行うこと。

## ④集計・分析

集計作業については、単純集計及びクロス集計を行うこと。また、地域包括ケア「見える化」システム登録用のデータを作成し、同システムを用いて他団体と比較分析を行い、課題を抽出すること。

## ⑤結果報告書の作成

調査結果報告書は、単純集計及びクロス集計結果を用いて図表・コメントを作成し、とりまとめること。なお、図表は白黒印刷で明確に判読できるものとする。

## (2) 基礎調査分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる地域特性や環境動向、高齢者に関わるサービス等の利用・提供の現状について、分析を行い現状における問題点と今後の課題等を把握する。

- ①高齢者福祉をとりまく国・県の動向等の把握
- ②町の各種計画の整理・把握
- ③現行計画における施策事業等の進捗評価・検証
- ④事業所のヒアリング調査（ワークショップ方式/1回開催）の運営支援

## (3) 各サービス目標値及び保険料等の推計

町が提供する国保連給付実績データ等に基づき、介護認定者数の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析及び推計を行う。

- ①将来人口推計、要介護認定者数等の推計
- ②各サービス目標量推計及び確保のための方策の検討
- ③保険料の設定に関する支援

## (4) 計画策定業務

- ①高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画の作成

上記の基礎調査の結果をもとに、国・県の動向や関連計画との整合性を図りながら関連法に基づく計画内容の要件を満たすものとして、各種会議等の意見を踏まえ本町の地域特性が反映された計画骨子案・素案を策定する。なお、この作成にあたり作成担当者以外の2名を校正担当として配置し、文章校正を2回以上行うこと。

- ②計画書・計画概要版の作成

計画素案を基に、各種会議等の意見を踏まえレイアウト編集及び校正等を行い、計画書、計画概要版を作成する。なお、この作成にあたり作成担当者以外の2名を校正担当として配置し、文章校正を2回以上行うこと。

- ③パブリックコメント支援

パブリックコメント実施に係る支援として、町民に提示する計画素案の印刷や、パブリックコメントの結果を踏まえた修正対応を行う。

- ④会議運営等の支援

計画策定にあたっては、策定委員会を3回、ワークショップ形式での専門職ヒアリングを1回開催することを想定している。策定委員会においては本計画の担当者の出席は求めず、会議資料の作成と音声データによる議事録の作成を行う。専門職ヒアリングにおいては担当者が同席して必要に応じて資料説明等の支援を行うとともに、会議資料の作成、議事録の作成を行う。

### (5) 打ち合わせ協議

業務実施に必要な打合せ協議を実施する。実施については、必要に応じて適切な方法で必要に応じ随時行うものとする。また、協議において、資料作成・取りまとめを行う。

## 2. 成果品

本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) アンケート調査結果報告書 (A4 版 100 頁程度 表紙・本文 1 色印刷) 100 部
- (2) 計画書本編 (A4 版 120 頁程度 表紙・本文 1 色印刷) 100 部
- (3) 計画書概要版 (A4 版 8 頁 本文カラー) データのみ
- (4) 上記電子データ (CD-R) 1 部
- (5) その他町が必要と認めたもの